

○宿明け負担の軽減に関する訓令

(平成30.7.20
鹿児島県警察本部訓令15)

題名…改正(令和3.3訓令18)

改正 令和3.3訓令18

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察事象の24時間化が進行し、夜間における事件・事故等各種取扱いが増加している現状を踏まえ、職員の宿明け負担を軽減するため、宿明けの勤務時間を短縮する負担軽減制度(以下「制度」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

本条…一部改正(令和3.3訓令18)

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿直 鹿児島県警察の当直勤務及び非常招集に関する訓令(平成25年鹿児島県警察本部訓令第12号)第4条第2項第2号の宿直をいう。
- (2) 宿明け 宿直勤務が指定されている翌日をいう。
- (3) 週休日 鹿児島県地方警察職員の勤務管理に関する訓令(平成13年鹿児島県警察本部訓令第16号。以下「勤務管理訓令」という。)第2条第3号の週休日をいう。
- (4) 休日 勤務管理訓令第2条第5号の休日をいう。

(対象)

第3条 宿直に従事する職員とする。

本条…一部改正(令和3.3訓令18)

(制度の内容)

第4条 制度の内容については次のとおりとする。

- (1) 宿明けに勤務時間が割り振られている場合(休日を除く。
 - ア 宿直時間は、午後9時から翌日の午前7時までとする。
 - イ 宿直に従事する日の正規の勤務時間は、宿明けの午後の勤務時間から2時間

45分を先取りし、10時間30分（午前8時30分から午後9時まで（午後零時から午後1時まで及び午後6時から午後7時までは休憩時間とする。））とし、宿明けの正規の勤務時間は、宿明けの午後の勤務時間から1時間30分を先取りし、5時間（午前7時から午後零時まで）とする。ただし、宿直に従事する日が、週休日又は休日に当たるときは、正規の勤務時間を2時間45分（午後5時15分から午後9時まで（午後6時から午後7時までは休憩時間とする。））とし、宿明けの正規の勤務時間は、5時間（午前7時から午後零時まで）とする。

(2) 宿明けが週休日又は休日に当たる場合

宿直時間は、午後5時15分から翌日の午前8時30分までとする。

(留意事項)

第5条 所属長は、職員の健康管理やワークライフバランスを推進するため、宿明けの勤務終了時間の厳守に努めること。

本条…一部改正(令和3.3訓令18)

附 則

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

附 則 (令和3.3.26訓令18)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。